

## 令和 5 年 7 月豪雨による災害廃棄物の処理について

### 1 概要

令和 5 年 7 月の豪雨災害に伴い発生した膨大な災害廃棄物については、次の方針に基づき、迅速かつ適正な処理を行っている。

### 2 処理方針

- ア 大量に発生する災害廃棄物の処理を計画的かつ迅速に行う。
- イ 分別を徹底し、焼却量を減らすほか、最終処分量の減量化を図る。
- ウ 市内の既存施設や業者を活用し、地元雇用に配慮する。
- エ 市内でのごみ処理を最優先とする。

### 3 仮置場の設置

被災者の排出の利便性を図るため、災害廃棄物仮置場を市内七カ所に設置した。公園等に設置した仮置場は、受入れ終了後順次閉鎖し、最も敷地面積の広い旧空港跡地は、8月27日で受入れを終了した。

### 4 災害廃棄物の収集運搬

市の直営による収集運搬のほか、民間団体との協定に基づく収集運搬や他都市による応援による収集運搬に加えて、自衛隊への災害派遣要請による運搬を実施した。また、市の資源化物収集を一時中止してその収集車を活用するなど、体制を強化し災害廃棄物の収集運搬を行った。

### 5 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の発生量が、市総合環境センターで処理できる能力を上回ったことから、仮置場に搬入された災害廃棄物については、原則市内の民間処理施設において処理を行っている。

### 6 処理のスケジュール

旧空港跡地仮置場にある災害廃棄物は、原状復旧工事を含め11月末までの搬出完了をめざしている。これらを処理した後の焼却灰の埋立などの最終処分は、令和 5 年度内の完了をめざしている。